

■平成24年度 「第2次男女共同参画行動計画」の推進に関する実績評価表（活動指標）

資料3

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり  
 施策の方向1 男女共同参画の意識づくり

※「網掛け」は、第2次行動計画の活動指標として定められた取組  
 ・目標値を9割以上達成は◎、7割以上9割未満は○、7割未満は△、未実施は×で表す  
 （活動指標によっては、年間の目標値で評価）

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値								特記事項	第3次行動計画継続	
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			評価
（1） 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動		1 男女共同参画推進月間の実施	男女共同参画推進月間において事業を集中的に実施する	推進月間において、記念講演会の開催や、広報紙・ホームページへの特集の掲載、男女共同参画啓発誌の発行、標語・イラストコンクールの実施などにより、重点的・集中的に啓発事業を実施する。	男女共同	男女共同参画推進月間における啓発事業の実施回数	—	—	4回	5回	5回	7回	5回	—	【課題】 ・様々なイベントの集中する時期(10月)における効率的・効果的な啓発方法を更に工夫する必要がある。 【今後の対応】 ・市民のニーズを捉えたテーマを検討しながら、重点的、集中的に講座やパネル展示等の啓発活動を実施する。	○
	●	2 ときめく未来へ参画会議の開催	「ときめく未来へ参画会議」の開催	男女共同参画を推進する市民団体と実行委員会を立ち上げ、課題研究・討議等を開催する。	男女共同	「ときめく未来へ参画会議」の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	◎	【課題】 ・参加団体が固定化しており、新しい団体の参加につながる企画が求められる。 【今後の対応】 ・より多くの市民が参画会議に参加できるような企画を工夫し、今後の実施方法を検討していく。	○
		3 男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画啓発誌「ばーとなーしっぷ」の発行と周知	年2回、男女共同参画啓発誌「ばーとなーしっぷ」を発行し、自治会回覧や、市立小・中学校、工業団地内企業等に配布・周知することにより、市民の意識啓発と理解の促進を図る。	男女共同	男女共同参画啓発誌「ばーとなーしっぷ」の発行回数	—	—	2回	2回	年1回	年1回	年1回	—	【課題】 ・興味を持って読んでもらえる魅力ある情報誌の発行が必要である。 【今後の対応】 ・「ばーとなーしっぷ」、「男女共同参画推進センターだより」、「結婚サポートブック」を新たな情報誌に統合し、効果的な周知啓発を実施する。	○
			「男女共同参画推進センターだより」の発行と周知	男女共同参画推進センターの事業紹介などを行う「男女共同参画推進センターだより」を発行し、関連施設へ配布する。	男女共同	「男女共同参画推進センターだより」の発行回数	—	—	2回	2回	年2回	年2回	0回	—		
			広報紙等による情報発信	男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、重点的・集中的に情報発信することで、市民の意識啓発と理解の促進を図る。	男女共同	広報紙の男女共同参画推進事業(特集)の掲載回数	—	—	4回	4回	年3回	4回	年3回	—	【課題】 ・男女共同参画をより身近に考えてもらえるよう、情報発信が必要である。 【今後の対応】 ・身近な問題をテーマとして取り上げ、広報広聴課と連携し特集内容を充実させる。	○
			情報コーナーの設置	情報コーナーにおいて、市男女共同参画事業や計画等、国・県・他市の男女共同参画に係る資料、男女共同参画に関する新聞記事のスクラップ等を紹介し、市民の意識啓発を図る。	男女共同	情報コーナーでの男女共同参画に関する情報の提供回数	—	—	随時	随時	随時	随時	随時	—	【課題】 ・情報コーナーの有効活用とPRが必要である。 【今後の対応】 ・計画的な情報コーナーの更新により講座の実施状況や団体の活動等を積極的にPRしていく。	
		4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施	啓発イベントの開催	遊び体験、ステージイベント、模擬店、講演、啓発展示、NPO・企業等によるブース展示・工作体験などを開催する。	子ども未来	啓発イベント(宮っこフェスタ)の開催(来場者数)	—	—	11,000人	46,000人	28,000人	22,000人	42,000人	—	【課題】 ・さらなる体験機会の拡大が必要である。 【今後の対応】 ・企業・団体等を巻き込んださまざまな体験機会の拡充を図る。	○
			作品コンクールの実施	絵画・作文・川柳・メッセージ部門で作品を募集し「家庭の日」の啓発を促す。	子ども未来	作品コンクールの応募点数	—	—	482点	797点	843点	903点	1,257点	—	【課題】 ・「家庭の日」認知度向上が必要である。 【今後の対応】 ・企業との連携など、積極的・効果的な周知啓発を実施する。	○

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	第3次行動計画継続		
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	評価
(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動	5	市職員への啓発	市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行・周知	全庁掲示板を利用して職員に対し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同	市職員向け「男女共同参画ニュース」による情報提供回数	—	—	2回	2回	1回	3回	3回	—	【課題】 ・全職員が男女共同参画の視点を持って業務に取組めるよう、職員に関心を持って読んでもらえるテーマ・内容の充実が必要である。 【今後の対応】 ・各課業務・職員に共通する問題やテーマを題材に、男女共同参画について周知・啓発をする。	○
			人権研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	市職員を対象に、人権研修やセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。	人事	①人権研修の実施回数 ②セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施回数	—	—	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	—	【課題】 ・引き続き、多くの受講者を確保する必要がある。 ・人権やセクハラについての認識向上を更に図る必要がある。 【今後の対応】 ・研修の意義や重要性を示すことによる効果的な研修開催のPRを行う。 ・より多くの職員に参加促すことにより認識を高める。	○
			男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	全庁掲示板を利用して職員に対し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知する。	男女共同	表現ガイドラインの周知回数	—	—	4回	3回	1回	2回	2回	—	【課題】 ・ユニバーサルデザインなど様々な視点からのマニュアルが作成されており、より広い視点から継続的な啓発が必要である。 【今後の対応】 ・全庁掲示板を活用した定期的な周知や、男女共同参画の視点に配慮した広報について他課へ助言・指導を行う。	○
			保育士対象の男女共同参画研修の実施	幼児期から男女共同参画意識を養うため、幼児に接する保育士の男女共同参画意識を高める研修を実施する。	男女共同	保育士向けの出前講座の実施回数	—	—	0回	1回 (19人)	1回 (13人)	1回 (25人)	1回 (28人)	—	【課題】 ・より多くの保育者が参加できるように周知方法の検討が必要である。 【今後の対応】 ・参加者から評価を得られていることから、参加者の声をPRしながら、私立・公立保育園に早期から募集案内を行う。	○
(2) 男女共同参画の意識を高める学習の推進	6	男女共同参画推進講座の開催	男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催	各種団体や地域等へ出向き、男女共同参画に関する講座を実施する。	男女共同	男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催回数	—	—	8回	7回	8回 (295人)	8回 (194人)	3回 (133人)	—	【課題】 ・自治会、企業などの団体を対象に男女共同参画に関する意識啓発を行なっていく必要がある。 【今後の対応】 ・地域や各種団体の関心の高いテーマを設定し、開催依頼が来るしなげをつくる。	○
			市民企画型啓発講座の開催	市民団体の企画提案による啓発講座を市民団体と協働で実施する。	男女共同	市民企画型講座の開催回数	—	—	2回	3回	3回 (82人)	1回 (41人)	6回 (321人)	—	【課題】 ・多くの団体と市民協働による講座に取組むことで、市民の男女共同参画に関する意識醸成と団体の育成につなげる必要がある。 【今後の対応】 ・登録団体の企画、運営による協働型啓発講座へ移行する。	○
			男女共同参画推進センター講座の開催	男女共同参画に関する各種講座を実施する。	男女共同	男女共同参画推進センター講座の開催回数 【参考値】 男女共同参画推進センター講座の参加者数	50回	17回 ※市民講座(出前講座)	21回	34回	41回	34回	38回	—	【課題】 ・男女共同参画というテーマを市民の関心のある分野からアプローチし、意識啓発を行う必要がある。 【今後の対応】 ・市民のニーズを捉えた多様な視点から男女共同参画を考える講座を企画し実施していく。	○
7	若者への学習機会の提供	男女共同参画社会づくり標語等コンクールの実施	中学1・2年生を対象に男女共同参画社会づくり標語・イラストコンクールを実施し、入賞作品を展示や啓発物品などに広く活用する。	男女共同	男女共同参画社会づくり標語等コンクールの作品応募校数	—	—	16校	15校	17校	19校	21校	—	【課題】 ・入賞作品の男女共同参画推進月間及び週間等での活用を工夫する必要がある。 【今後の対応】 ・男女共同参画推進週間や月間及び関係機関と連携しての展示や活用をしていく。 ・関係機関とのさらなる連携を図った周知を行う。	○	
		パートナーシップ甲子園(男女共同参画料理コンテスト)の実施	高校生・大学生を対象に男女ペアで協力しながら、料理を作る過程を審査する。	男女共同	パートナーシップ甲子園の開催回数⇒4コマまんがコンクールに事業変更 4コマまんがコンクールの応募校数 ⇒ 応募点数	年1回	—	—	—	—	年1回	年1回	◎	【課題】 ・より広く周知し応募数の拡大を図る必要がある。 【今後の対応】 ・関係機関と連携を図りながらコンクールについてさらに周知していく。	○	
		若者向けの暴力防止のための啓発	デートDV防止講座の開催や、デートDV防止リーフレットの配布などにより、DV未然防止に向けた若者向けの啓発事業を行う。	男女共同	①市内全成人式会場におけるDV防止リーフレットの配布枚数 ②中学生向けデートDV防止啓発パンフレットの配布枚数	—	—	①4,800枚	①4,600部	①4,600部	①4,885部 ②4,800部	①4,536部 ②7,751部	—	【課題】 ・若い頃からの暴力の芽を育てないため、引き続き若年層へのDV防止の意識啓発を図る必要がある。 【今後の対応】 ・気づきを促すパンフレットの配布や学校等へのデートDV講座などを人権啓発の視点を含めた広い視点から実施していく。	○	

# 基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

## 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	第3次行動計画継続	
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育	8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施	家庭教育情報誌の発行・周知	小学校低学年までの子どもをもつ保護者に、小学校や幼稚園、保育所、公共施設等をおして、親学情報誌を配布する。	生涯学習	家庭教育情報誌の発行回数	2回	2回	4回	4回	2回	2回	2回	◎	【課題】 ・より多くの保護者への周知啓発を行う必要がある。 【今後の対応】 ・特別支援学校を含めた全ての対象者に、情報誌を配布する。	○
		家庭教育啓発ビデオの作成と周知	成人式において効果的な啓発を実施するために、映像資料の充実を図る。	生涯学習	家庭教育啓発ビデオの使用箇所数	—	—	25箇所	25箇所	25箇所	25箇所	25箇所			
	9 家庭教育に関する学習機会の提供	出前講座の開催	幼稚園、学校、PTA等からの要請により、子育てに必要な知識や技術、親の役割などを学ぶ講座を実施する。	生涯学習	親学出前講座の実施回数	—	—	86回	83回	94回	102回	103回	—	【課題】 ・より多くの保護者が集まる機会における親学出前講座を実施する必要がある。 【今後の対応】 ・プログラムと講座内容の一層の充実を図る。	○
	6 男女共同参画推進講座の開催(再掲)	男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催 市民企画型啓発講座の開催 男女共同参画推進講座の開催													
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	10 人権(男女平等)教育の推進	人権(男女平等)教育の推進	様々な人権問題を各教科で取り扱った授業を実践し、市全体で授業研究会を行う。	学校教育	人権(男女平等)研修会の実施参加者数	—	—	93人	93人	93人	93人	93人	—	【課題】 ・全教職員による校内授業研究会の充実を図る必要がある。 【今後の対応】 ・研修や総合訪問における校内授業研究会の取組例の提示を行う。	○
	● 11 男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施	男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用	男女共同参画教育参考資料「かがやき」を、授業や宿題で活用するほか、ゲーム等と交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施する。	男女共同	男女共同参画教育参考資料を授業等で活用している学校の割合 【参考値】 男女共同参画教育参考資料の配布部数	100%	54.4% (H19.12月)	54.4% (H19.12月)	57.4% (H22.1月)	57.4% (H22.1月)	57.4% (H22.1月)	45.7% (H25.3月)	△	【課題】 ・教育参考資料の活用促進が必要である。 【今後の対応】 ・各小学校への積極的な周知による活用促進を図るとともに、必要に応じて見直しに向けた検討を進める。	(括)
	12 若者への性教育の充実	「性教育サポート事業」の実施	中学3年生を対象に、自他の生命尊重、人工妊娠中絶の現状や心身への影響、心身の成長、責任ある行動、性感染症などについて産婦人科医師による講話を行う。	学校健康	学校における性教育サポート事業の実施校数	25校 (全中学校)	—	25校 (全中学校)	25校 (全中学校)	25校 (全中学校)	25校 (全中学校)	25校 (全中学校)	—	【課題】 ・外部講師の講話資料や内容についての確認を行う必要がある。 【今後の対応】 ・市教委と医師会が連携を図り、講話内容について検討する。	○
		エイズ予防啓発普及活動、性といのちの健康教育出前講座の実施	市内の小中学校・高等学校等において性感染症やエイズ予防に関する健康教育を実施する。 小・中・高校生を対象とした保健師による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	保健予防 子ども家庭	エイズ予防啓発普及活動の参加者数 性といのちの健康教育出前講座の参加者数	—	—	7,156人	8,263人	8,853人	10,058人	9,887人	—	【課題】 ・幼児期から青年期までの発達段階に応じたエイズ及び性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発、出前講座の充実に向けて、学校や庁内関係各課と更に連携が必要である。 【今後の対応】 ・エイズや性感染症の蔓延防止に向けた普及啓発活動の充実を図る。 【課題】 ・学校や教育委員会、関係課との連携強化が必要である。 【今後の対応】 ・学校等と連携を図り、より効果的な手法・内容を検討しながら事業を展開する。	○
13 教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	人権教育研修会の実施	全小・中学校の人権教育主任を対象とし、県や市の人権教育の方針、効果的指導法等について研修する。	学校教育	人権教育研修会の参加者数	—	—	93人	93人	93人	93人	93人	—	【課題】 ・本市の方針・重点等を踏まえた各学校の計画の見直し・改善を行う必要がある。 【今後の対応】 ・総合訪問等における指導・助言を徹底する。	○	



# 基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

## 施策の方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	第3次行動計画継続		
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	評価
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進		14 事業者向け啓発事業	事業所向け出前講座の実施	広報うつのみやや各工業団地、事業者訪問などで事業者に出前講座の周知を図り、出前講座を実施する。	男女共同	事業者向け出前講座の開催回数	—	—	—	0回	0回	0回	0回	—	【課題】 ・より効率的な実施に向け、企業啓発セミナーに事業変更して実施している。 【今後の対応】 ・企業啓発出張セミナー等、事業者により有用な講座の提供に努める。	
			事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布	男女共同参画推進事業者集を発行し、関係機関や企業等に配布する。	男女共同	①ワーク・ライフ・バランス事業者集の配布数 ②ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック(情報集)の配布数	—	—	①1,000冊	①1,000冊	②1,000冊	②2,240冊	②2,289冊	—	【課題】 ・企業のワーク・ライフ・バランス取組促進に役立つ情報の積極的な提供を行う必要がある。 【今後の対応】 ・企業向けワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックを改訂・内容を充実させ、関係各課と連携しながら配布する。 ・配布時のアンケートをその後の啓発に有効につなげていく。	(拡)
			勤労者向けガイドブック「働くあなたのサポートガイド」及び事業所向け啓発冊子「事業所便利帳」の作成と配布	勤労者向けガイドブック及び事業所向け啓発冊子を作成し、事業者、市民等に配布する。	商工振興	①勤労者向けガイドブックの配布冊数 ②事業所向け啓発冊子の配布冊数	—	—	①2,800冊	①2,800冊	①4,000冊 ②3,700冊	①2,450冊 ②2,850冊	①2,400冊 ②2,300冊	—	【課題】 ・普及啓発の取組の強化が必要である。 【今後の対応】 ・現行のアンケート調査の改善やフォロー訪問について検討する。	○
			企業啓発セミナーの実施	企業のワーク・ライフ・バランスの取組促進に向けたセミナーを開催する。	男女共同	企業啓発セミナーの実施回数	—	—	—	1回 (47人)	2回 (63人)	1回 (29人)	2回 (61人)	—	【課題】 ・経済団体等との連携による効率的・効果的な事業の実施を図る必要がある。 【今後の対応】 ・経済団体等の実施するセミナーと同時開催するなど、経済団体等との連携を強化し、効果的に事業を実施する。	(拡)
			ワーク・ライフ・バランス意見交換会の実施	経済団体や男女共同参画事業者表彰受賞企業等によるワーク・ライフ・バランスを推進するための手法や課題等について意見交換会を実施する。	男女共同	ワーク・ライフ・バランス意見交換会の実施回数	—	—	1回	1回	1回	1回	1回	—	【課題】 ・情報交換からより具体的な提言に向けた内容の充実を図る必要がある。 【今後の対応】 ・意見交換会の提言等を施策に反映できるようより効果的な運営を検討する。	○
		● 15 事業者訪問の実施	事業者訪問の実施	市内事業所の事業主や人事部門担当者等と面談し、ワーク・ライフ・バランスの推進の意義や重要性について理解を促すとともに、事業所の取組について実態を把握をする。	男女共同	事業者訪問延べ件数⇒ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布に事業変更 【参考値】 ①ワーク・ライフ・バランス事業者集の配布数 ②ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック(情報集)の配布数	250件 (累計)	—	36件 (累計)	66件 (累計)	66件 (累計)	66件 (累計)	66件 (累計)	—	【課題】 ・市内事業者へのワーク・ライフ・バランス推進の意義や重要性について継続して周知啓発する必要がある。 【今後の対応】 ・より多くの事業者へワーク・ライフ・バランスの重要性を理解してもらうため、引き続き企業啓発セミナーなどの機会にガイドブックを配布とともに、アンケートも並行して行う。	
		16 ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組みたい企業に対してコンサルタントを派遣し、企業の現状把握とワーク・ライフ・バランス推進に向けた助言・指導・改善策提案等を行い、企業における具体的な取組促進を図る。	男女共同	ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣件数	—	—	0件	0件	0件	0件	0件	—	【課題】 ・事業者訪問の後追い調査結果においてニーズが低かったため、現段階では、より広くワーク・ライフ・バランスの必要性を企業等に周知する必要がある。 【今後の対応】 ・当該事業を見直し、企業向けセミナーやワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等により、先進的な取組等を周知・啓発する。	
		17 男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇	男女共同参画推進事業者表彰(きりぎり大賞)の実施と周知	男女がともに働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業者を募集・選考し、表彰する。受賞事業者の取組は、広報うつのみやや男女共同参画啓発誌「ぼーとなーしゅぶ」などに掲載し、PRを行い、市内事業者への波及を促す。	男女共同	きりぎり大賞受賞事業者延べ件数 【参考値】 事業者表彰受賞企業のPR回数	14件 (累計)	4件 (累計)	5件 (累計)	6件 (累計)	7件 (累計)	8件 (累計)	11件 (累計)	○	【課題】 ・事業の周知方法や受賞のメリットを高められるよう検討する必要がある。 【今後の対応】 ・受賞事業者の取組について、市ホームページやポスター等の各種媒体を活用した積極的なPRを行う。	○
	推進事業者の認証制度の構築		宇都宮CSR推進委員会によるワーク・ライフ・バランスなどの取組みに対する評価も取り入れた認証制度の推進や、認証委員による企業認証など、「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」を推進する。	商工振興	「宇都宮まちづくり貢献企業制度」認証企業数	—	—	25社	32社	29社	17社	30社	—	【課題】 ・地域に貢献する中小・小規模企業に配慮した、企業認証の仕組みの充実が必要である。 【今後の対応】 ・外部委員の意見を踏まえた認証制度の充実を図る。 ・認証企業に対して認証制度の理解を高める機会の創出を図る。	○	
	推進事業者への優遇措置の検討		宇都宮CSR推進委員会による優遇内容検討(認証盾とマークの付与・ホームページ等による認証企業の広報・低利融資制度の運用など)により、「宇都宮まちづくり貢献企業」に対する優遇措置を検討する。	商工振興	「宇都宮まちづくり貢献企業制度」認証企業数	—	—	25社	32社	29社	17社	30社	—	【評価(課題)】 ・認証事業の周知及び意識啓発の強化が必要である。 【今後の対応】 ・企業・市民への認知度を高めるとともに、認証企業に対し、付加価値のある研修会等を開催し、意識の高揚を図る。	○	

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	第3次 行動計画 継続				
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け) 及び参考指標	目標値 (24年度)	計画策定時 (19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	評価		
(1) き 方 の 雇 用 直 接 の 促 進 と 働		18 勤労者向け啓発事業	事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布(再掲)															
			「勤労者向けガイドブック(働くあなたのサポートガイド)」の作成と配布(再掲)															
			勤労者との意見交換会	勤労者との意見交換会を開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知を図るとともに、勤労者の意見を吸い上げ、ワーク・ライフ・バランス推進における現状やニーズをとらえる。	男女共同	勤労者との意見交換会の開催	—	—	—	1回	1回	1回	0回	—	【課題】 ・参加者が限定されてしまうため、新たな手法でより多くの市民に啓発できるように見直す。 【今後の対応】 ・「意見交換会」ではない手法を用いてワーク・ライフ・バランスの推進のための現状やニーズを捉えていく。			
(2) 仕事と家庭生活などの両立支援の推進		19 保育所・幼稚園における多様な保育サービスの提供 ※次世代育成支援行動計画(H17-21)において定められた平成21年度の目標値	延長保育の実施	通常の保育時間を超えて、保育の実施を希望する保護者に対し、延長保育を実施する。 ・延長保育時間 30分～1時間(午後7時)	保育	延長保育の実施率	※100%	99%	98%	99%	99%	99%	99%	◎	【課題】 ・市民ニーズに対応するため、全園で実施する必要がある。 【今後の対応】 ・未実施園への働きかけを行う。	○		
			長時間延長保育の実施	通常の保育時間を超えて、保育の実施を希望する保護者に対し、長時間延長保育を実施する。 ・長時間延長保育時間 3時間(午後9時)	保育	長時間延長保育の実施か所数	※12箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	△	【課題】 ・市民ニーズに対応するため実施園の拡大を図る必要がある。 【今後の対応】 ・民間事業者に対し理解を求めながら、実施園の拡大を図る。		
			特定保育の実施(※21年度より一時保育から特定保育に制度変更)	就労・病気・介護等の理由により、月64時間以上の保育を必要とする乳幼児の保育を実施する。	保育	特定保育の実施か所数	※49箇所	48箇所	50箇所	31箇所	31箇所	31箇所	29箇所	29箇所	△	【課題】 ・保育の質を保ちながら本事業を実施する必要がある。 【今後の対応】 ・子ども・子育て支援新制度の内容等を踏まえた事業を実施する。	○	
			休日保育の実施	就労形態が多様化している中、日曜日、祝日等においても、仕事や病気等のため、家庭での保育が困難な児童の保育を実施する。 ・開所日 日曜日、祝日、年末年始	保育	休日保育の実施か所数	※4箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	△	【課題】 ・地域バランスに配慮した実施園の拡大を図る必要がある。 【今後の対応】 ・民間事業者に理解を求めながら、事業拡大を図る。	○
			夜間保育の実施	就労形態の多様化、サービス産業の営業時間の延長などにより、夜間(午後10時まで)保育を実施する。	保育	夜間保育の実施か所数	※2箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	△	【課題】 ・地域バランスに配慮した実施園の拡大を図る必要がある。 【今後の対応】 ・民間事業者に理解を求めながら、事業拡大を図る。	
			病後児保育の実施	病気の回復期にある乳幼児を、一時的に病院等の施設で保育する。	保育	病後児保育の実施か所数	※4箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	◎	【課題】 ・事業実施に係る費用負担が大きいため、事業の継続的・安定的な運営の確保に取組む必要がある。 【今後の対応】 ・事業実施に係る支援や助言を行うとともに、需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。	○
			広域入所の実施	増加する保育ニーズなどにより、行政区域を越えた保育需要に対応するため、近隣市町村との協議に基づき、市外児童の受入を行う。	保育	広域入所の利用者数	—	—	98人	64人	46人	72人	61人	—	—	【課題】 ・関係市町との連携のもと、円滑な広域入所の案内を行う必要がある。 【今後の対応】 ・「保育所広域入所実施要領」に基づく広域入所の受け入れを行う。		
			事業所内保育施設設置助成事業の実施	市内に事業所を有する事業主等が新たに設置する小規模な事業所内保育施設を対象施設とし、施設の建築費・施設の購入費・遊具等の購入費等の対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(ただし、500万円を上限)を補助する。	保育	補助対象事業所内保育施設数	—	—	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	—	【課題】 ・経済情勢等により事業が活用されておらず、制度動向等も踏まえ、効果的な事業推進が必要である 【今後の対応】 ・ニーズ把握等に努め、的確な対応を図る。	

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値										特記事項	第3次行動計画継続
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応		
(2) 仕事と家庭生活などの両立支援の推進	●	20 地域における子育て支援活動の充実	ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員組織のファミリーサポートセンターの運営	子ども未来	ファミリー・サポート・センター会員数	2,650人	1,700人	1,777人	1,852人	1,952人	2,091人	2,201人	○	【課題】 ・拡大するニーズに対応できる協力会員の確保が必要である。 【今後の対応】 ・依頼の多い地区を対象に事業の周知を行い協力会員の拡大を図る。	○	
			保育ママ制度の実施	保育士又は看護師の資格を持つ、居宅内等で保育に欠ける3歳未満の児童の保育を実施する。 ・開所時間 8時30分～午後5時 ・対象 3歳未満の児童	保育	保育ママ認定者数	—	—	1人	4人	8人	8人	8人	—	【課題】 ・地域バランスを考慮した家庭的事業者の確保が必要である。 ・利用促進に向けた家庭的保育事業の周知が必要である。 【今後の対応】 ・制度動向や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。	○	
			一時預かり保育事業の実施	保育所において乳幼児の一時預かり保育事業を実施する。	保育	①一時預かり保育園利用者数(保育所型) ②一時預かり保育実施園数	—	—	①1,835人	①2,173人	②3箇所	②4箇所	②7箇所	—	【課題】 ・ニーズに対応するための実施園数の増加が必要である。 【今後の対応】 ・制度動向や需給状況等を踏まえた的確な事業推進を図る。	○	
			子育てサロンの拡充	地域の子育て家庭の交流の場を提供する子育てサロンを、基幹型施設(センター型)7箇所と小規模型施設(ひろば型)5施設において実施する。	保育	子育てサロン実施箇所数	—	—	12箇所	11箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	—	【課題】 ・子育てサロンを利用していない家庭への支援や関係事業との連携・役割分担が必要である。 【今後の対応】 ・相談・支援機能も含めた子育てサロンの充実・機能強化策を検討する。	○
			なかよしクラブの実施	心身の発達に遅れがあると思われる幼児と保護者のための相談や生活指導、遊び、保育所児との交流等を行う。	保育	なかよしクラブの活動箇所数	—	—	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	—	【課題】 ・市民への周知と利用者への支援の充実が必要である。 【今後の対応】 ・子ども発達センター、各地区市民センターとの連携による支援体制の強化を図る。	○
			保育所の地域活動の推進	保育所などにおいて、地域住民との世代間交流、異年齢児交流等事業、育児講座等を実施する。	保育	地域活動を推進した保育所数	—	—	64箇所	60箇所	61箇所	61箇所	61箇所	58箇所	—	【課題】 ・実施園の拡大と地域住民の参加の促進を図る必要がある。 【今後の対応】 ・制度動向等を踏まえ、必要な見直しを検討する。	○
			保育所における園庭開放	週に1～2回保育所の園庭を解放し、地域の親子のあそび場の提供や育児相談を実施する。	保育	園庭開放を行った保育園の箇所数	—	—	18箇所	16箇所	38箇所	37箇所	38箇所	38箇所	—	【課題】 ・民間園の実施拡大を図る必要がある。 【今後の対応】 ・民間事業者に対し、理解を求め、拡大に努める。	○
	宮っ子ステーション事業での活用	地域の大人たちの持つ多様な経験・技能を生かして、学校区で、放課後、児童に勉強やスポーツ、文化活動などの体験活動や交流活動の場を提供する「宮っ子ステーション事業」において、男性の持つ経験や技能を生かす。	生涯学習	宮っ子ステーション事業における男性の活動アドバイザーとしての参加(男性の参加者数)	—	—	65箇所(子どもの家設置)	延233人(男性の参加者数)	延293人(男性の参加者数)	延344人(男性の参加者数)	延402人(男性の参加者数)	—	—	【課題】 ・全小学校での早期実施や活動の充実に向けた、地域全体で子どもを育む意識の醸成する必要がある。 【今後の対応】 ・事業への積極的な参加を促すため、放課後子ども教室の活動事例などをPRする。	(拡)		
	21 高齢者等の介護支援の充実	介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行なう。	高齢福祉	介護保険の手引き作成部数	—	—	11,000部	13,000部	11,000部	11,000部	11,000部	11,500部	—	【課題】 ・介護サービスの利用者やその家族が必要とするサービスをより適切に、選択できるよう、介護保険制度やサービス内容等の情報提供が必要である。 【今後の対応】 ・引き続き、介護サービスの利用者やその家族にわかりやすい情報の提供に取り組む。	○	
		地域包括支援センターの活用	市内25箇所の地域包括センターにおいて、介護に関する総合相談や、具体的な介護方法をアドバイスする家族介護教室などを実施しながら、介護者の支援を行う。	高齢福祉	家族介護教室開催回数	—	—	42回	43回	60回	60回	60回	56回	—	【課題】 ・身近な地域の総合相談窓口となる地域包括支援センターの認知度を高めるとともに、教室の開催を通して在宅におけるより良い介護や介護者の負担軽減につなげていく必要がある。 【今後の対応】 ・地域包括支援センター及び家族介護教室の周知に努めるとともに参加者のニーズを踏まえた有意義な教室となるよう取り組んでいく。	○	



取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値										特記事項	第3次行動計画継続
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応		
(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	●	22 男性の家庭生活への参画促進事業	ママパパ学級の開催	保健師・助産師・栄養士を講師とし、妊娠・出産・育児に関する講話、実習、グループワークを実施する。	子ども家庭	ママパパ学級の参加者数	—	—	2,416人	2,715人	2,657人	2,448人	2,644人	—	【課題】 ・夫婦での参加を可能にするため、土日開催の日程確保、プログラムの見直しを行う必要がある。 【今後の対応】 ・拠点と連携を図り、参加者のニーズに沿った教室の運営を行う。	○	
			ファザーリング(父親であることを楽しむ生き方)の推進	特に幼い子を持つ父親を対象に、宮っこフェスタにおけるファザーリング事業、父子チャレンジ講座、父と子の心へのこころ一言コンクールなどの啓発事業を実施する。	男女共同	父親を楽しむための講座開催回数 【参考値】 父親を楽しむための講座の参加者数	3回	3回	3回	3回	3回	3回	4回	◎	【課題】 ・実践的な講座メニューを工夫し開催する。 【今後の対応】 ・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進める中で、父親の家庭参画を推進する。		
			男性の家事講座の開催	男女共同参画推進センターにおいて、男性の家庭生活の自立のきっかけづくりになるような企画の講座を実施する。	男女共同	団塊世代の男性等を対象とした講座の開催回数	—	—	1回	1回	3回	3回	4回	—	【課題】 ・より多くの男性が固定的性別役割分担意識をなくし、家事へ参画するための講座の充実が必要である。 【今後の対応】 ・団塊の世代に限らず、幅広い年代の男性を対象とした講座を実施する。	○	
	4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施(再掲)	啓発イベントの開催															
		作品コンクールの実施															
	8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施(再掲)	家庭教育情報誌の発行・周知 家庭教育啓発ビデオの作成と周知															
9 家庭教育に関する学習機会の提供(再掲)	出前講座の開催																
(4) 地域活動における男女共同参画の促進	●	23 男性の地域活動への参加・参画促進	地域活動促進講座の開催	男性の地域活動参加を促進するための講座を実施する。	男女共同	地域活動促進講座の開催回数 【参考値】 地域活動促進講座への参加者数	2回	—	0回	0回	0回	0回	0回	—	【課題】 ・生涯学習センター等で同種講座が開催されているため当該課では実施せず。 【今後の対応】 ・他課が実施する講座の中に更に男女共同参画の視点が加わるよう、関係課等との連携を図りながら事業を実施する。		
			みやシニア活動センター事業の実施	シニア世代の持つ、豊かな知識や経験を生かすことで、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援する。	高齢福祉	①セカンドライフ支援講座の開催回数 ②シニア世代の地域デビュー講座回数	—	—	①10回 ②1回	①22回 ②3回	①22回 ②3回	①22回 ②3回	①24回 ②3回	—	【課題】 ・多様化するシニア世代のニーズに応じた支援ができるよう事業の充実が必要である。 【今後の対応】 ・関係機関との連携を強化し、センター事業の充実に向けて検討。また、センターの認知度の向上を図るため、より一層の周知活動を展開する。		
			うつのみや地域教育メッセの実施(人材かがやき支援事業の実施)	技術や知識を持った市民が、指導者等として地域活動に参画するきっかけづくりや、地域で教育活動を行っている者とのマッチングを図るためのイベントを開催する。	生涯学習	うつのみや地域教育メッセに出展する団体数	—	—	37団体	35団体	56団体	46団体	43団体	—	【課題】 ・出展団体数を増やし、より効果的な事業の周知と啓発方法の検討が必要がある。 【今後の対応】 ・展示スペースの十分な確保と、来場者数の更なる確保に努める。		
	宮っ子ステーション事業での活用(再掲)																
	24 女性の視点を反映した地域づくりの促進	女性の視点を反映した防災(災害復興を含む)活動の促進	防災(災害復興を含む)活動への女性の参画を促進するため、自主防災会や防災訓練の場を活用し、女性の視点の重要性について意識啓発を行う。	男女共同	自主防災会や防災訓練等における意識啓発の回数	—	—	—	0回	1回(34人)	1回(48人)	1回(35人)	—	【課題】 ・実践的内容の講座を通し、自治会や団体等に女性の視点を反映した防災活動の重要性について意識啓発が出来るようにする必要がある。 【今後の対応】 ・関係機関や地域等との連携を図りながら事業を企画・実施する。	(拡)		
自治会活動における男女共同参画の促進		班長、役員等の活動者の奨励や、自治会活動や事業等に女性の参加・参画を啓発し、活動の場を提供する。	みんなまち	単位自治会長の女性の人数	—	—	18人	21人	17人	20人	30人	—	【課題】 ・女性が自治会活動に更に参画できるような環境づくりが必要である。 【今後の対応】 ・宇都宮市自治会連合会を通じて女性の積極的な登用が行えるような意識啓発を継続する。				

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値								特記事項	第3次 行動計画 継続	
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			評価
(4) 地域活動における男女共同参画の促進		25 地域活動の担い手育成	まちづくり講習会の開催	まちづくり活動の大切さ、必要性、具体的な手法を学習体験できる場として講習会を開催する。	みんなまち	まちづくり講習会への女性参加者延べ人数	—	—	延87人	延23人	延57人	延29人	—	—	【課題】講習会開催内容及び周知方法の見直しが必要である。 【今後の対応】平成23年度で当該事業は廃止し、平成24年度から、平成24年1月に開設した「まちづくりセンター」において、人材育成機能の一環として実施している。	
			ボランティア養成講座の開催	DV被害者支援ボランティア養成講座を実施する。	男女共同	DV被害者支援ボランティアとの連携事業回数	—	—	3回	6回	0回	0回	0回	0回	—	【課題】DV被害者ボランティアの活用が難しい。 【今後の対応】既存団体により市民協働を進めるうえで啓発活動に向けた地域の人材育成を検討する
(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	●	26 女性の再就職支援	女性のための再就職準備セミナーの開催	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを実施する。	男女共同	再就職準備セミナーの開催回数	2回	1回	2回	5回	4回	4回	5回	◎	【課題】受講者が再就職活動に取り組めるようセミナー内容の充実と終了後の活動支援に取組む必要がある。 【今後の対応】セミナー内容の充実を図るとともに終了後の活動支援に向けて、関係機関との連携を図りながら事業を展開する。	○
			マザーズサロンとの就職情報の連携	センター内にチャレンジコーナーを設け、求人情報や就職のための情報を提供する。	男女共同	ハローワークの新着求人情報の提供回数	—	—	40回	40回	46回	49回	49回	—	【課題】女性のチャレンジ支援の発信PRを更に進める必要がある。 【今後の対応】新着求人情報を分かりやすく速やかに提供、講座等の参加者へ利用促進に向けた情報提供を行う。	○
			再チャレンジ相談の実施	男女共同参画推進センターにおいて、定期的にキャリアカウンセラーによる相談を実施する。	男女共同	再チャレンジ相談の相談人数	—	—	21人	20人	0人	11人	5人	—	【課題】利用者の減少に対し、周知の強化を行う必要がある。 【今後の対応】ハローワーク等との連携を図りながら、求人情報の提供を含む相談会を実施する。	○
			再就職活動時の託児の実施	再チャレンジ相談や再就職準備セミナー受講時に、託児を実施する。	男女共同	再就職支援事業において託児を実施した割合	—	—	10人	100%	100%	100%	100%	—	【課題】市民ニーズに沿った学べる環境、女性支援を積極的にPRする必要がある。 【今後の対応】子育て中の再就職希望者が気軽にセミナー等に参加できるよう、託児を継続的に実施、また、託児活用について広く周知する。	
		27 女性の起業支援	宇都宮ベンチャーズの運営	起業家支援施設「宇都宮ベンチャーズ」の運営や、宇都宮ベンチャーズ入居企業への支援、起業家育成セミナーや、起業家同士の情報交換の場である交流サロンなどを開催する。	産業政策	起業家支援講座・交流サロンの開催回数	—	—	12回	11回	9回	9回	3回	—	【課題】交流サロンの開催内容が固定化していたため、セミナーや交流会、講演会などを開催し、開催内容に変化をもたせたことにより、回ごとの参加者数の増加や活動の充実化が図られた。 ・さらなる女性の参加を促すためには、女性起業家のネットワークの拡充が必要である。 【今後の対応】本市が実施している他の起業家支援事業との連携により開催内容の充実を図るとともに、市内の他の企業家支援施設との連携により、ネットワークの拡充を図る。	○
		28 女性の政策・方針決定過程への参画促進	審議会等委員への女性の登用促進	市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針に参画できるよう、公募委員の募集の周知や、女性の登用のための積極的な働きかけを庁内関係各課に積極的に行う。	行政経営男女共同	審議会等委員の女性の割合	30.0%	23.5%	24.0%	24.2%	24.5%	25.1%	25.6%	○	【課題】全体的には年々増加傾向にあり、女性委員の登用が増えてきているが、団体推薦や、特定の専門分野における更なる女性委員の登用促進に取組む必要がある。 【今後の対応】自治会連合会や全庁掲示板、男女共同参画推進センターでのポスター掲示等で女性委員の登用の重要性、意義を周知、啓発するなど、女性登用の積極的な働きかけをしていく。	(拡)
	家族経営協定の締結促進		家族経営協定の締結促進のため、「うつのみや農委だより(きずな)」によるPR、家族経営協定推進会議(各関係機関調整会議)の開催、農家への個別訪問による家族経営協定の啓発・推進、家族経営協定書交付式の実施などを行う。	農業委員会事務局	①農家個別訪問戸数 ②家族経営協定件数	—	—	①34戸	①34戸 ②316件	①34戸 ②329件	①21戸 ②350件	①19戸 ②369件	—	【課題】家族経営協定について、農家への更なる理解浸透が必要である。 【今後の対応】うつのみや農委だより「きずな」の活用により、農家へ家族経営協定のメリットを周知する。 ・農業委員や関係機関との連携により家族経営協定の締結を促進を図る。	○	
		29 女性の人材育成と活用	リーダー養成講座の開催	市内で活躍する女性リーダーを育成するため、女性リーダー養成講座を開催する。	男女共同	リーダー養成講座の開催回数	2回	1回	1回	2回	4回	3回	3回	◎	【課題】女性リーダーとして活動していくために必要な実践的な内容の講座の開催に取組む必要がある。 【今後の対応】講座終了後の活動を支援できるよう関係機関と連携を図りながら事業を展開するとともに、市主催事業への参画を呼びかける。	(拡)



取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値								特記事項	第3次行動計画継続	
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			評価
(5) 女性の多様なチャレンジへの支援		29 女性の人材育成と活用	海外研修への派遣	栃木県主催の海外研修(次世代人材づくり事業)に市民を派遣する。	男女共同	海外研修への派遣人数 ⇒国内研修へ事業内容を見直し(県主催)	—	—	1人	0人	0人	1人	1人	○	【課題】 ・修了生の研修終了後の実践の場が必要である。 【今後の対応】 ・修了生に対し実践の場への参画とリーダーとしての活用機会を提供する。	
			各分野での活用促進	審議会等委員の募集情報を提供し、公募委員への募集を働きかけたり、ときめく未来へ参画会議の実行委員への登用や各種イベント等への参加促進など、能力の活用を積極的に行う。	男女共同	各種審議会等への女性登用に関するPR回数	—	—	7回	1回	3回	1回	1回	—	【課題】 ・団体推薦や、特定の専門分野における更なる女性委員の登用促進が必要である。 【今後の対応】 ・自治会連合会や全庁掲示板、男女共同参画推進センターでのポスター掲示等で女性委員の登用の重要性、意義を周知、啓発するなど、女性登用の積極的な働きかけをしていく。	(括)
			女性のチャレンジ事例集の発行	身近な女性の多様なチャレンジの事例を集めた「女性のチャレンジ事例集」を発行し、関連施設へ配布する。	男女共同	女性のチャレンジ事例集の発行部数	—	—	1,000部	1,000部	1,000部	1,000部	1,000部	1,000部	○	【評価(課題)】 ・さまざまな分野で活躍する女性を紹介していく必要がある。 【今後の対応】 ・更に広く紹介するため、センター発行の情報誌と統合し、効果的に配布する。

## 基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切にする社会づくり 施策の方向4 女性に対する暴力根絶への取組

※第2次配偶者における暴力対策基本計画(平成25年度策定)において検討

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値								特記事項	第3次行動計画継続	
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			評価
(1) 女性に対する暴力防止のための啓発		30 女性に対する暴力防止のための啓発	講座・講演会の開催	DVへの理解を促進するための講座・講演を実施する。	男女共同	講座・講演会の開催回数	—	—	1回	3回	6回 (1,060名)	10回 (610人)	10回 (834人)	—	【課題】 ・女性に対するあらゆる形態の暴力を防止するため継続的に幅広い年齢層を対象にした意識啓発を実施する必要がある。 【今後の対応】 ・DV防止には、若年層からの意識啓発が必要であることから、中学生以上を対象としたDV・デートDV出前講座を実施するため学校等への働きかけを行なう。	
			リーフレットなどによる啓発	男女共同参画情報誌や広報うつのみや、女性に対する暴力防止のリーフレットなどにより啓発する。	男女共同	DV防止リーフレットの配布枚数	—	—	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	—	【課題】 ・DV防止に向けた効果的な啓発方法を検討する必要がある。 【今後の対応】 ・DV根絶強化月間での啓発事業内容の見直しを図る(啓発物品の工夫)。 ・メディアへの積極的なプレスリリースを行う。	
			若者向けの暴力防止のための啓発(再掲)													
		31 DV根絶強化月間の実施	DV根絶強化月間中の啓発	うつのみやDV根絶強化月間(11月)において、街頭キャンペーンの実施や啓発パネルの展示、DV相談窓口周知ステッカーの貼付、DV根絶のための啓発講座の開催、広報紙による啓発など、重点的・集中的に啓発事業に取り組む。	男女共同	DV根絶強化月間における啓発事業数	3事業	—	6事業	6事業	7事業	7事業	7事業	◎	【課題】 ・今後もDV根絶に向けてより効果的な啓発を行う必要がある。 【今後の対応】 ・街頭キャンペーン実施回数の増加や新たな広報媒体を使っての啓発活動実施する。	
						【参考値】 街頭キャンペーンにおける啓発物品の配布数	—	—	—	1,200枚	1,200枚	1,200枚	1,000枚			

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値								特記事項		第3次行動計画継続	
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	課題・今後の対応		
(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化		32 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進	DV対策基本計画の策定	配偶者からの暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、DV対策基本計画を策定する。	男女共同	DV対策基本計画の策定	計画策定	未策定	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	—	【課題】 ・平成25年度改訂作業中 【今後の対応】 ・平成25年度に策定する「第2次DV対策基本計画」において、より具体的な事業について検討する。	
	●	33 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実	配偶者暴力相談支援センターの設置と相談の充実	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の相談支援体制を充実する。	男女共同	DV相談件数	—	—	524件	760件	667件	606件	606件	606件	—	【課題】 ・相談事案の複雑・多様化に対応する相談支援体制の充実が必要である。 【今後の対応】 ・相談員育成及び弁護士やカウンセラーなどの専門相談の充実を図る。	
			配偶者暴力相談支援センターの周知	相談先周知用パンフレットの配布や相談先周知用ステッカーの貼付などにより相談窓口を周知する。	男女共同	周知用リーフレットの配布部数	—	—	2,150枚	5,935枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	—	【課題】 ・相談機関の周知方法や周知場所の拡大が必要である。 【今後の対応】 ・大型店舗などの集客施設を利用した啓発活動を実施する。	
			相談員の質の向上	国のアドバイザー派遣制度が22年度で終了のため、独自に民間のスーパーバイザーを派遣依頼し研修を実施する。また、県等の開催する研修に積極的に参加し資質向上を図る。	男女共同	スーパーバイザーによる研修実施回数	—	—	1回	1回	1回	2回	2回	2回	—	【課題】 ・複雑化するDV相談に迅速かつ的確に対応する必要がある。 【今後の対応】 ・相談員の外部研修への積極的参加や内部研修による資質向上を図る。	
			外国人被害者への適切な対応	国際交流プラザなどの関係機関と連携し、外国人のDV被害者の相談に適切に対応する。	男女共同 国際交流	外国人のDV相談件数	—	—	14件	9件	6件	6件	6件	6件	6件	—	【課題】 ・言葉や文化風習・考え方が異なる外国人への適切な対応が必要である。 【今後の対応】 ・国際交流協会との連携で通訳や支援者を確保する。
			女性のためのカウンセリングの実施	女性のカウンセラーによるカウンセリングを実施する。	男女共同	女性のためのカウンセリングの実施回数 【参考値】 女性のためのカウンセリングを受けた人数	35回 —	23回 52人	23回 44人	25回 44人	23回 26人	23回 36人	11回 33人	11回 33人	11回 33人	△	【課題】 ・心のケアが必要とされる被害者の増加へ対応する必要がある。 【今後の対応】 ・引き続き女性カウンセラーによるカウンセリングを実施する。
			女性のための法律相談の実施	女性の弁護士により月1回(4枠)法律相談を実施する。	男女共同	女性のための法律相談の実施回数	—	—	44回	47回	43回	73回	73回	88回	88回	—	【課題】 ・法律相談のニーズが高いことから、法的支援が必要な相談者への適切な情報提供が必要である。 【今後の対応】 ・女性弁護士による無料法律相談の継続実施する。
			DV被害者支援ボランティアによる支援	DV根絶強化月間中に、DV被害者支援ボランティアと連携して、DV防止啓発活動事業を行う。	男女共同	ボランティアと連携して実施したDV防止啓発活動事業数	—	—	3回	6回	0回	0回	0回	0回	0回	—	【課題】 ・DV被害者ボランティアの活用につながらなかった。 【今後の対応】 ・既存団体や関係機関との連携した啓発事業を実施する。
		30 女性に対する暴力防止のための啓発(再掲)	講座・講演会の開催 リーフレットなどによる啓発 若者向けの暴力防止のための啓発														
	●	31 DV根絶強化月間の実施(再掲)	DV根絶強化月間中の啓発事業の実施														
	34 関係機関との連携	民間シェルターとの連携	DV被害者支援における連携を図るとともに、DV被害者の緊急一時保護及び相談支援を実施している民間シェルターに対し、運営費補助金や自助グループ事業補助金などの助成を行う。	男女共同	民間シェルター入所人数	—	—	19人	31人	16人	9人	2人	2人	2人	—	【課題】 ・官民協働でDV対策に取り組み、互いの特性を活かした継続支援を実施する必要がある。 【今後の対応】 ・民間シェルターやステップハウス運営、自助グループ事業に対する助成とDV防止啓発や被害者支援事業における更なる連携を図る。	
		DV対策関係機関ネットワーク会議による連携	年2回の会議を開催し、関係機関の相談状況や扱った事案について情報交換を行い、連携を深める。	男女共同	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催回数	—	—	2回	2回	2回	2回	2回	2回	1回	—	【課題】 ・DV被害者支援のための関係各課との連携強化が必要である。 【今後の対応】 ・ネットワーク会議での意見交換や情報共有を通して連携強化を図る。	
		宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の運営	年2回の会議のほか、事案検討が必要なときに随時会議を行う。	男女共同	宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の開催回数	—	—	2回	2回	2回	2回	2回	2回	1回	—	【課題】 ・DV被害者支援のための関係各課との連携強化が必要である。 【今後の対応】 ・引き続き、庁内連絡会議やケース会議等を通じて関係課との連携強化を図る。	

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり  
 施策の方向5 男女の生涯にわたる健康づくり

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標値・参考値							特記事項	第3次 行動計画 継続		
	重点	施策・事業名				活動指標(網掛け)及び参考指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	評価
(1) ライフステージに応じた健康支援	● 35 男女の年代ごとの健康支援	夫婦で聴く健康講座の開催	夫婦お互いの健康についての講話や健康な体づくりなど、夫婦で聴く健康講座を実施する。	男女共同	夫婦で聴く健康講座の開催回数 【参考値】夫婦で聴く健康講座の参加者数	2回 —	—	1回	0回	0回	1回	1回	△	【課題】 ・継続して生涯を通じて男女の健康についての講座を開催する必要がある。 【今後の対応】 ・関係課との連携を図りながら事業を展開していく。	○	
		がん検診の実施	個別健診及び集団健診を実施し、前立腺・婦人がんを早期に発見する。	健康増進	前立腺・子宮・乳がん検診受診者総数	—	—	34,848人	39,959人	41,237人	46,105人	50,352人	—	【課題】 ・受診者数は、前立腺・子宮・乳がんとも前年度を上回り、受診率は向上しているが、国が示すがん検診受診率の目標値である50%には達しておらず、一層の受診促進が必要である。 【今後の対応】 ・検診の重要性について様々な機会を通じた周知啓発や、地区巡回健診及び託児つき検診の拡充など受診しやすい健診体制の整備推進を図っていく。	○	
		女性の健康力アップ事業	女性特有の疾患の予防や、ライフステージに応じた健康づくりを実践していくため、各種講座やピンクリボンキャンペーンなどに取り組む。	健康増進	①女性の健康力アップ講座の開催回数 ②ピンクリボンキャンペーンの実施回数	—	—	—	①1回(61人) ②1回	①震災のため中止 ②1回	①1回(70人) ②1回	①1回(90人) ②1回	—	【課題】 ・県内に女性特有の疾患に関する専門医が少なく、テーマに合った講師の選定が困難な状況である。 ・また、対象者に対し、より効果的なアプローチができるよう、事業内容や周知方法の検討が必要である。 【今後の対応】 ・過年度の参加者の反応、国の動向等から、女性特有の健康課題に合った講演会のテーマ、講師を検討し、より効果的な事業の運営を目指す。 ・広く市民への周知を図るため、キャンペーンの内容・実施方法を検討する。 ・40～64歳の壮年期の参加者の増加を図るため、周知方法を検討する。	○	
		ママパパ学級の開催(再掲)														
		妊婦健康診査の実施	妊婦に母子健康手帳交付時に受診票(14回分)を交付し、医療機関で健診(保険診療外)を受診する際の費用の一部を公費で負担する。	子ども家庭	妊婦健康診査受診率(%)	—	—	77%	79.8%	81.2%	82.5%	84.0%	—	【課題】 ・妊娠中の健康管理を適正にできるようにしていくため、利用率の向上を図る必要がある。 【今後の対応】 ・今後も妊娠届出時に定期的な受診を勧奨する。	○	
	不妊に悩む人への支援	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた法律上の婚姻をしている夫婦に対して、治療費の一部を助成する。 助成金額:1年度あたり1回上限25万円 通算5年間助成 年度2回まで。	子ども家庭	特定不妊治療費助成の申請件数	—	—	293件	435件	471件	530件	608件	—	【課題】 ・子どもを希望する多くの夫婦が助成を受けられるよう、制度の周知が必要である。 【今後の対応】 ・広報紙や市ホームページでの案内を行うとともに、市施設や医療機関などにおいてリーフレットの配布をするなどして更なる周知に努める。	○		
	12 若者への性教育の充実(再掲)	「性教育サポート事業」の実施 エイズ予防啓発普及活動、性といのちの健康教育出前講座の実施														